

発言者	発言内容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第2回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 全員の出席です</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせて頂きます。5番 笹野委員、6番 安松委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。</p> <p>申請番号3番 土地の所在は、国東町大恩寺字[REDACTED]、地目が畠、面積は1,790m²です。他に田が4筆、畠が6筆、合計11筆で、面積は15,629m²です。渡人は、東京都町田市の[REDACTED]さん、受人は国東町大恩寺の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人、受人とも空き家バンク登録による売買のためです。売買による所有権移転です。前回の総会で保留になった分です。その時の確認事項ということで、農業の経験は、もともと千葉県で農業を行っていましたが、東日本大震災の影響で現在は福岡県で農業をされています。また、ご主人は仕事の関係上4月に国東市に移住されるということです。農機具等については、現在福岡で使用しているものを使用することです。また、現状山林になっているところは、近い将来果樹を栽培予定とのことでした。</p> <p>次に申請番号6番 土地の所在は、国東町中田[REDACTED]</p>

事務局 [REDACTED]、地目が畠、面積は5.5m²です。他に畠が2筆、合計3筆の25.0m²です。渡人は、奈良市の[REDACTED]さんです。受人は、別府市の末松教孝さんです。お二人は親戚関係だそうです。申請事由は、渡人、受人共に空き家バンク登録による売買のためです。売買による所有権移転です。

次に申請番号7番 土地の所在は、安岐町掛樋字[REDACTED]
[REDACTED]、地目が田、面積は27.3m²です。渡人は、福岡県北九州市の[REDACTED]さん、受人は安岐町掛樋の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人は、県外在住のため管理できない。受人が、当農地で耕作するためとなっています。売買による所有権移転です。資料にもあるとおり、受人は農地法第3条に規定された面積要件を満たしていませんが、当該農地は受人の土地を通らないと農機具が入れない為、農地法施行令第2条第3項第3号に該当すると判断し、総会に提案しました。

次に申請番号8番 土地の所在は、国東町来浦字[REDACTED]
[REDACTED]、地目が田、面積は1,496m²です。渡人は、安岐町西本の[REDACTED]さん、受人は安岐町西本の[REDACTED]さんです。お二人は親子です。申請事由は、渡人は高齢のため管理できない、受人は、高齢の親に代わって農地を管理するです。譲渡による所有権移転です。

次に申請番号9番です。土地の所在は、国東町浜字[REDACTED]
[REDACTED]、地目が田、面積は1,161m²です。他に田が3筆、合計4筆の2,282m²です。渡人は、岐阜県多治見市の[REDACTED]さん、受人は国東町浜の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人は、県外在住のため管理できないためです。受人は、規模拡大のためです。譲渡による所有権移転です。

次に申請番号10番です。土地の所在は、安岐町山浦字[REDACTED]
[REDACTED]、地目が田、面積は959m²です。他に田が2筆、畠が3筆、合計6筆の3,543m²です。渡人は、兵庫県神戸市の[REDACTED]さん、受人は安岐町山浦の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人、受人とも、空き家バンク登録による売買のためです。売買による所有権移転です。

次に申請番号11番、土地の所在は、国東町鶴川字[REDACTED]
[REDACTED]、地目が畠、面積は135m²です。他に畠が2筆、合計3筆の496m²です。渡人は、武藏町池ノ内の[REDACTED]さん、受人は国東町鶴川の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人、受人とも、空き家バンク登録による売買のためです。売買による所有権移転です。

事務局	<p>次に申請番号12番です。資料の訂正をお願いします。有償となっていますが、無償に訂正願います。土地の所在は、国見町野田字[REDACTED]、地目が畑、面積は416m²です。他に田が2筆、畑が3筆、合計6筆の6,481m²です。渡人は、長崎市の[REDACTED]さん、受人は国見町中の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人は、県外在住のため管理できないためです。受人は、規模拡大のためです。譲渡による所有権移転です</p>
議長	<p>議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたか、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第8号 申請番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号3番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号6番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号7番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号8番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号9番については、全会一致で承認されました。</p>

議長	<p>次に申請番号10番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号10番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号11番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号11番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号12番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号12番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第9号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について資料に基づき説明します。</p> <p>申請番号2番 土地の所在は国東町小原字[REDACTED] [REDACTED]地目は田 面積は380m²です。申請人は国東町小原の[REDACTED] [REDACTED]さんです。</p> <p>用途は一般住宅です。建築面積は107.05m²、一部コンクリート舗装をします。</p> <p>申請事由は、現在、賃貸住宅に居住しているため、住宅を建築し居住したいためです。</p> <p>別添の資料を参照ください。一部同時申請の農地法5条の申請の資料も兼ねています。事業計画は、45cm盛土をして、駐車場等の部分を82m²コンクリート舗装します。建物は平屋で、建築面積は107.05m²です。生活排水等は、下水道へつなぎ、コンクリート部分等、自然排水できない部分については、南側の既存の側溝へ流す計画です。</p> <p>申請地は、周囲を農地に囲まれていますが、都市計画用途地域内にある農地で第3種農地と判断できます。また、この場所については進入路がないため、道路との間にある農地を進入路とするため、5条申請も同時にしています。</p>

議長	<p>議案第9号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第9号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第9号については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第10号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について資料に基づき説明します。</p> <p>申請番号3番 土地の所在は 国東町小原字 [REDACTED] [REDACTED]、地目は田、面積は40m²です。渡人は杵築市 [REDACTED] [REDACTED]さん、受人は国東町小原の [REDACTED]さんです。</p> <p>用途は進入路です。こちらは先程、4条申請で御審議いただき許可を受けた一般住宅の進入路にあたる案件です。15cm程盛土をして、表面をコンクリート舗装します。</p> <p>申請事由は、北側の隣接地に住宅を建て居住するため、進入路として使用したいです。</p> <p>別添の資料をご参照ください。一部は先ほどの4条申請と同じものです。事業計画は、北側の住宅建設予定地との間にある里道を用途廃止・払い下げの許可を受け、事業用地とします。合計面積は46.95m²になります。農地の全体に15cm程盛土をして、事業用地と併せて表面をコンクリート舗装する計画です。雨水等については、南側にある既存の側溝へ流す計画です。</p> <p>申請地は、都市計画用途区域内にある農地で第3種農地と判断できます。また、里道の用途廃止の許可を受けているので、市建設課の法廷外公共物用途廃止通知書の写しが提出されています。</p> <p>こちらは、有償による所有権移転です。</p> <p>申請番号4番 土地の所在は 国東町北江字 [REDACTED] [REDACTED]、地目は田、面積は184m²です。渡人は国東町北江の [REDACTED] [REDACTED]さん、受人は国東町北江の [REDACTED]さんです。</p>

事務局	<p>用途は倉庫用地です。建築面積は 36.15 m²です。</p> <p>申請事由は、隣接する実家の敷地内に倉庫を建築する面積を確保できないため、当該農地を取得し、倉庫を建設したいためです。農用地区域の除外日は、令和3年11月5日です。</p> <p>申請地は、北側と西側を宅地に、東側は道路を挟んで宅地に、南側を道路を挟んで農地に囲まれた、10 ha 以上の農地に接続しており、第1種農地と判断できます。</p> <p>事業計画は、造成等は行わずそのままの地形で、表面のみ整地をして、基礎工事を行い、倉庫を設置します。雨水等の排水は、コンクリート舗装等はしないので、ほとんどが自然排水の計画で、自然排水できない分については、西側の既存側溝に流す計画です。</p> <p>こちらは、売買による所有権移転です。</p>
議長	<p>議案第10号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請についての説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第10号、申請番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号3号については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号4番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第11号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定については、総数が55筆で82,632 m²、内訳は田が50筆、58,069 m²、畑が5筆、24,563 m²です。新規設定は48筆、71,045 m²、更新は7筆で11,5</p>

事務局	<p>87m²です。</p> <p>詳細につきましては、資料の7~9ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第11号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第11号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第11号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第12号 農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が26筆、面積は23,016m²です。内訳は田のみです。</p> <p>詳細につきましては、資料の11~12ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第12号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第12号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第12号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第13号 令和4年春季農作業標準賃金案につい</p>

議長	て、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第13号 令和4年春季農作業標準賃金案について、ご説明申し上げます。1月の総会時に資料をお渡ししています。各法人にアンケートをお願いしその結果も同様に添付しています。</p> <p>1月の総会時にも申し上げましたが、今回わずかではありますが、賃金をほとんどの項目で上げています。先ず、最低賃金価格が引き上げられたことにより、農繁期賃金を300円上げています。また、2及び3の部分で育苗、畦塗り機以外について、50円を上げています。これは燃料費の上昇に伴うものです。値上を実質上昇した30円にするのが良いのか、果たして100円ほどにするのが良いのか、どのくらいが妥当なのかをご協議をいただければと思います。4の乾燥等利用料金についてはどの項目も10円の値上げとしています。</p> <p>これも上げた理由は燃料費の上昇によるものですが、1袋当たり10円の値上げということであれば、国東市の水稻の基準単収が46.0kgであり、10a当たり15袋から16袋の乾燥で150円程度の値上げとなりその程度であれば、利用する農家も大きな負担にはならないのではないかと考えました。以上です</p>
議長	<p>議案第13号 令和4年春季農作業標準賃金案について、説明がありました。ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第13号 令和4年春季農作業標準賃金案について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第13号については、全会一致で承認されました。 本日の議案については終了しました。 次に報告事項をお願いします。</p>
事務局	国東市農地賃借料情報について報告いたします。令和3年1月から12月までに公告された農地の賃貸借における10a当たりの賃借料水準は14ページのとおりです。昨年と比較しますと、平均で300円上昇しています。これは、安岐町で賃借の件

事務局	数は少ないが高い価格での賃借が多かったことによるものだと思われます。
議長	国東市農地賃借料情報の報告がありましたが、何かご意見等ございませんか。
	(質疑なし)
	報告事項は以上です 協議事項はありません。
	(なし)
	では、連絡事項をお願いします。
事務局	次回の総会は、令和4年3月10日(木)午後2時からこの201会議室で行います。
議長	それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。
	議長
	議事録署名委員
	議事録署名委員